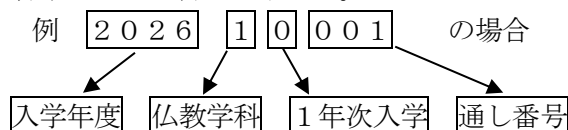


学籍・学生生活(含む、留学生)

学 籍

1 学籍番号

本学への入学と同時に、各学生に学籍番号が与えられます。この学籍番号は入学から卒業まで変わらず、学生証明番号でもあります。学内での全ての事務はこの学籍番号によって処理されるので、正確に記憶し、省略しないで書いて下さい。



2 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。従って、学内においては、試験、レポート提出、図書の出借、各種証明書の発行、諸届の届出等、諸願、の際必要とし、学外においても身分を証明する重要なものなので、常に携帯しなければなりません。

また、学生証は他人に貸したり、譲渡してはいけません。学生証は入学時に交付され、学籍を離れた場合(退学・除籍等)は直ちに返却しなければなりません。

学生証を紛失した場合は、大学事務局に申し出て学生証の再交付を受けて下さい。但し、旧学生証が発見された場合は、直ちに返却しなければなりません。

3 休学・復学・退学・除籍

(1) 休学(学則第 14 15 16 条)

疾病その他やむを得ない事情により 3 か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができます。休学の時期は 1 年を超えることができません。但し、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができます。

(2) 休学の時期は通算して 4 年を超えることはできません。

(3) 休学の期間は学則第 3 条 2 項の在学年限に算入されません。

(4) 疾病等により休学する場合は、必ず医師の診断書を添えなければなりません。

(5) 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができます。

4 復学(学則第 16 条)

休学者が復学を希望する時には、復学願を大学事務局に提出し、学長の許可を得なければなりません。病気回復等による復学の場合は必ず医師の診断書を添えて下さい。

5 退学(学則第 13 条)

病気その他やむを得ない理由により退学しなければならない学生は、退学願に理由を明記して、大学事務局に提出して、学長の許可を受けなければなりません。

(1) 退学願には学生証を添えて下さい。

(2) 授業料は、退学願を提出する日までに納入済みであることが必要です。

6 除籍(学則第 17 条)

次の各号のいずれかに当てはまる学生は、教授会の議を経て除籍となります。

(1) 在学年数が 8 年を超えた学生。

(2) 休学期間が通算して 4 年を超えてなお修学できない学生。

(3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない学生。

(4) 長期行方不明の学生。

7 変更

在学中に現住所、氏名、家族状況、保証人等に変更があった場合は、直ちに大学事務局へ届出て下さい。(現住所、氏名に変更があった場合は学生証の再交付の手続きが必要です。)

8 賞罰(学則第 45 条・第 46 条)

学生として表彰に値する行為があった者は、教授会を経て学長が表彰します。(学則第 45 条)

また、在学中にその本分に反した行為をした者は、その軽重により懲戒処分に付されます。(学則第 46 条)懲戒処分の対象となりうる行為として、犯罪行為、人権を侵害する行為、セクシュアル・ハラスメント、試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為、情報倫理に反する行為、本学の規則に違反する行為、本学における教職員の業務ならびに学生等の学習、研究および正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為等であり、懲戒処分の種類は、退学処分及び有期の停学処分、訓戒となります。

懲戒処分の対象となりうる行為が学生によって行われたときは、学生懲戒委員会において事実確認および当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議されることとなります。

学生生活

1 学生生活の心得

- (1) 本学の学生は、地域住民・外来訪問者及び教職員や学生相互の人格を尊重し、常に他者を重んじることを忘れてはなりません。
- (2) 礼儀・服装・言葉遣い・態度は大学生であることを自覚した上で品位を保つように心がけて下さい。
- (3) 授業中は、講義の妨害になることは行わないで下さい。

2 通知・連絡

- (1) 学生への連絡・通知は直接口頭で伝達するか、Gmail にて行います。Gmail を見なかったという理由で不利になることが起こらないように注意して下さい。
- (2) 学生の掲示板の使用は原則として出来ません。しかし、掲示が必要な場合は、大学事務局に相談して下さい。
- (3) 学生からの電話の取り次ぎ及び、学生間の呼び出しは一切いたしません。

3 諸施設及び備品の使用

- (1) 本学の諸施設・備品等の使用を希望する場合は、2週間以上前に使用申請書を大学事務室へ提出して許可を受けて下さい。
- (2) 学生が本学の諸施設や備品等を破損、紛失した場合は必ず大学事務局に届け出てその後の指示を受けて下さい。内容によっては損害賠償を求めることもあります。

4 拾得物・遺失物

- (1) 拾得物は大学事務局に届け出て下さい。掲示板に公示し6ヶ月間は学校で保管し、以後は廃棄処分とします。
- (2) 所持品を紛失した場合も大学事務局に届け出て下さい。

5 通学

- (1) 自動車・バイク等で通学を希望する学生は、必ず大学事務局に届け出て許可を受けて下さい。その際、免許証と任意保険証を持参し所定の申請書を提出しなければなりません。審査後、許可を得た学生は必ず許可証を携帯し、指示された駐車場に駐車し、カギを大学事務局へ預けて下さい。
- (2) 交通事故及び違反があった場合は、速やかに大学事務局まで報告して下さい。

6 その他

- (1) 学生証は、いつ提示を求められても応じられるよう、常に携帯して下さい。
- (2) 灰皿の設置場所以外での喫煙は、一切認められません。
- (3) その他、教職員から注意を受けた学生は、直ちに改善して下さい。
- (4) 規則に従わない学生は、学則に則り処分される場合があります。

奨学金

福利厚生 奨学金制度

1 身延山学園奨学金制度(給付)

- (1) 目的：身延山大学生に対して、研究活動・学修を奨励することを目的とします。
- (2) 人数：若干名(令和7年度6名<新規2名>)
- (3) 金額：62,500円を年2回給付。合計125,000円
- (4) 備考：返還義務はありません。途中休学または退学の場合は返還義務があります。成績により継続申請が可能です。

2 身延山学園ヤングケアラー奨学金制度(給付)

- (1) 目的：身延山大学生のヤングケアラーに対して、研究活動・学修を奨励することを目的とします。
- (2) 条件：学業成績・人物共に優秀でかつ経済的理由により修学が困難なヤングケアラー該当の学生。
- (3) 人数：若干名(令和7年度2名<新規1名>)
- (4) 金額：月額15,000円(15,000円×12か月=180,000円)
- (5) 備考：返還義務はありません。修学年限(4年間)を越えた場合は資格を失います。

3 立正育英会奨学金(給付)

- (1) 条件：学業成績・人物ともに優秀でかつ経済的理由により修学が困難な学生。
- (2) 人数：若干名(立正育英会により決定) 令和7年度13名<新規5名>
- (3) 金額：68,000円を年3回給付。合計204,000円
- (4) 備考：返還義務はありません。途中休学または退学の場合は返還義務があります。成績により継続可能です。

4 身延山学園同窓会・身延山大学保護者会奨学金(給付)

- (1) 条件：学業成績・人物ともに優秀でかつ経済的理由により就学が困難な学生。
- (2) 人数：4名(令和7年度4名<新規1名>)
- (3) 金額：100,000円を給付。
- (4) 備考：返還義務はありません。途中休学または退学の場合は返還義務があります。成績により継続可能です。

5 日本学生支援機構(給付・貸与)

- (1) 『第1種』(貸与/無利子)貸与月額
 - ① 自宅通学 20,000円～54,000円(1万円区切りで選択可能)
 - ② 自宅外通学 20,000円～64,000円(1万円区切りで選択可能)
- (2) 『第2種』(貸与/有利子)は希望により貸与月額20,000円～120,000円を選択。返還義務があります。毎月指定口座に振り込まれます。上記の『第1種』は無利子、『第2種』は毎年3%を上限とした固定利子、または、変動利子を選択。奨学生の貸与期間は最短在学年数で終了し、就学終了後(卒業後7カ月後に第1目の引落開始)に返還することになります。
- (3) 給付型奨学金(国の修学支援制度) **※下記8授業料減免と同時採用となります。**
 - ① 給付額:年間300,000円～910,000円(世帯収入に応じて4段階の基準で支援額が決定)
 - ② 条件:世帯収入や資産の要件を満たしていること(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)。学ぶ意欲がある学生(学業成績、学修計画書等により確認)。高等学校卒業後2年以内に進学した学生。
【世帯収入の例(本学の授業料の場合)】
4人家族(本人(19～22歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・高校生)で、本人がアパートなどの自宅以外から本学に通う場合の支援額(年額)。
例A…住民税非課税世帯で年収321万円未満の場合は第Ⅰ区分該当になり、本学の授業料上限額である63万円が国から大学に支払われ、さらに自宅通学者には月額38,300円が毎月給付、自宅外通学者には月額75,800円が毎月給付されます。
例B…年収322～367万円の場合は第Ⅱ区分該当になり、本学の授業料上限額の2/3である42万円が国から大学に支払われ、さらに自宅通学者には月額25,600円が毎月給付、自宅外通学者には月額50,600円が毎月給付。
例C…年収368～433万円の場合は第Ⅲ区分該当になり、本学の授業料上限額の1/3である21万円が国から大学に支払われ、さらに自宅通学者には月額12,800円が毎月給付、自宅外通学者には月額25,300円が毎月給付。

(4) 多子世帯の例(令和6年度から導入で、対象は全学年)

子供3人以上の多子世帯で年収600万円程度の場合には、第IV区分該当になり、本学授業料全額の630,000円が国から大学に支払われ、さらに自宅通学者には月額9,600円が毎月給付、自宅外通学者には月額19,000円が毎月給付されます。



⑤ どのくらいの支援が受けられるか、JASSOのWEBサイト(左記のバーコード読込)でシミュレーションをすること。

6 山梨県社会福祉士等修学資金

(1) 条件：社会福祉士の養成施設等に在学し、卒業後に山梨県内で社会福祉士として従事する意思のある学生。(原則として、山梨県に住民登録していることが必要です)但し、他の同趣旨(日本学生支援機構不可)の修学資金の貸付を受けている学生、受ける予定のある学生は除きます。

(2) 人数：若干名(令和7年度1名<新規0名>)

(3) 金額：月額50,000円(年額600,000円)、入学準備金200,000円以内(初回月に加算)、就職準備金200,000円以内(最終月に加算)

(4) 備考：無利息貸付ですが、返還金の全額免除条件として卒業後、1年以内(社会福祉士の場合は、卒業した年度から2年以内に国家試験に合格した日から1年以内)に山梨県内において指定業務に従事して、引続き5年間指定業務に従事した時。但し、僻地地域勤務の場合は3年間の業務とする。また、上記条件の2年以内に社会福祉士国家試験に合格できなかった場合は、合格するまで受験し続けられるならば、合格するまでの期間は返還猶予期間となります。

7 財団法人赤尾育英奨学会(給付)

(1) 条件：学業・人物ともに優秀で、かつ健康であって経済的理由により修学が困難な学生で保護者が山梨県内に居住していること

(2) 人数：若干名(令和7年度2名<新規0名>)

(3) 金額：月額40,000円給付(年額480,000円)

(4) 期間：2年間(継続申請可)

(5) 備考：返還義務はありません。

8 授業料減免制度(国の修学支援制度)※上記5の(3)日本学生支援機構給付型奨学金と同時採用

(1) 目的：経済的な理由で授業料の納付が困難な学生が提出した「授業料減免申請書」に基づき、新たな修学支援制度に則り、授業料の免除及び減額します。

(2) 条件：「日本学生支援機構の給付型奨学金」該当者で学業成績優秀で就学意欲がある者を対象。

(3) 減免額

① 第I区分：授業料全額630,000円免除(※多子世帯は、全額免除)

② 第II区分：授業料2/3の420,000円減免(※多子世帯は、全額免除)

③ 第III区分：授業料1/3の210,000円減免(※多子世帯は、全額免除)

④ 第IV区分：授業料全額630,000円免除(※多子世帯は、全額免除)

※扶養する子供3人以上

9 身延山大学授業料減免制度(上記8の授業料減免制度の採用条件にあてはまらない学生)

(1) 目的：経済的な理由ゆえに授業料の納付が困難で、「日本学生支援機構の給付型奨学金条件」に該当しない編入生等が「身延山大学授業料減免規程」に定める「減免の対象」に該当する可能性がある場合は、申請に基づき、選考の上、授業料の全額ないしは半額が免除されることがあります。

(2) 対象：授業料の減免を受けることができる学生は、以下のいずれかの項目に該当する者(若干名)

① 生活保護家庭の子弟、生活保護家庭と同程度の生活困窮状態にある子弟で、授業料の納付が極めて困難な学生。

② 学資負担者が死亡したために、あるいは、学資負担者が長期療養を要するために生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難な学生。

③ 学資負担者が失業したために生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難な学生。

④ 学資負担者が風水害その他の災害を受けたために生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難な学生。

1 0 身延山大学児童養護施設等減免制度

- (1) 目的：児童養護施設等の措置児童で勉学に意欲を持ち、かつ将来的志向が明確な学生の学納金を減免し、修学を支援します。
- (2) 対象：出願時に満 20 歳未満で本学の進学希望者で、出願時に次の①～③のいずれかの者。
 - ① 児童養護施設に入所している者、または退所して 2 年以内の者。
 - ② 小規模居宅型児童養育事業(ファミリーホーム)に入所している者、または退所して 2 年以内の者。
 - ③ 養育里親家庭への委託措置を受けている者、または委託措置が解除されて 2 年以内の者。
- (3) 減免額：学納金 190,000 円を減免。

1 1 身延山大学兄弟姉妹同時在学者減免制度

- (1) 目的：兄弟姉妹が同時在学している学生の学納金を減免して経済的負担を軽減します。
- (2) 対象：親子・兄弟姉妹が同年度に本学に在籍する場合に後から入学する者全員。
 - ① 入学時が同じ場合はどちらか 1 名。
 - ② 入学時が 3 名以上同じ場合は 1 名以外全員。
- (3) 条件：すべての重複在籍者が以下のすべてを満たす者。
 - ① 標準的な単位数を前年度までに修得している者。
- (4) 減免額：学納金 190,000 円を減免。

1 2 身延山大学私費外国人留学生授業料減免制度

- (1) 目的：私費外国人留学生に対して、その修学・研究活動を奨励し、経済的負担を軽減します。
- (2) 対象：本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生を対象とする。
- (3) 条件：申請時点で日本国内に居住していて、成績優秀で経済的理由により学費の支弁が困難な者。
- (4) 減免額：授業料の 20 パーセント相当額を減免。

1 3 単年度成績優秀者褒賞制度

- (1) 目的：単年度成績優秀者に対して、褒賞金を授与します。
- (2) 条件：1～3 学年中、当年度成績 GPA 3.5 以上、かつ各学年上位 1 名。
- (3) 人数：条件該当の各 1～3 学年 1 名ずつ 3 名。

保 険

◆ 学生教育保険

1 学生教育研究災害障害保険

この保険制度は、正課の授業中、学校主催行事中、課外活動中、または、キャンパス内での休憩時、通学途上中等における不慮の災害事故によって、学生が身体に被った障害に対する補償制度として設けられたもので、本学では学生全員が加入者となっています。

2 インターンシップ・介護体験活動・教育実習等賠償責任保険

この保険制度は、大学が教育活動の一環として位置づける標記活動中に生じた他人のケガや財物破損に関する損害賠償に対する保険で、こちらも全員加入しています。詳細については、年度始めに配布される「学生教育研究災害傷害保険のしおり」及び「インターンシップ・介護体験活動・教育実習等賠償責任保険のしおり」を参考にして下さい。また、不明な点は大学事務局に問い合わせして下さい。

健 康

◆ 健康管理

1 定期健康診断

毎年学年始め、身体測定、胸部 X 線間接撮影、心電図、内科検診等を行ないます。必ず受診して下さい。

2 インフルエンザ及び感冒の予防について

インフルエンザや感冒に感染しないように予防しましょう。

- (1) 必要のない外出は控えて下さい。外出したら、うがい・手洗いを行って下さい。
- (2) 手洗いは石鹸を使って最低 15 秒以上行い、洗った後は清潔なタオルやペーパータオル等で水を十

分に拭き取りましょう

(3) 十分な栄養並びに睡眠をとりましょう。

(4) 咳エチケット

周囲の人から1m以上離れて下さい。(咳のしぶき《飛沫》は約2m飛びます)

- ① ティッシュで口を覆い、顔をそらして下さい。マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそらして1m以上離れます
- ② 口を覆ったティッシュはゴミ箱へ。
- ③ 咳やくしゃみを抑えた手はただちに洗って下さい。
- ④ マスクを着用して下さい。咳、くしゃみが出たらマスクを着用しましょう。また、家庭や職場や学校などでマスクをせず咳をしている人がいたら、マスクの着用をすすめましょう

自治会

◆ 自治会活動

自治会は、学生の自治と団結によって学生相互の研究・親和をはかり、大学生活の向上発展を願って設立されています。この会は身延山大学全学年で組織され、クラブ・サークル活動、学園祭等の推進分野での活動が行われます。

「役員名簿」「年間行事報告書」「来年度年間予定表」を年度末に大学事務局に提出して下さい。

「新規役員名簿」「年間計画書」を年度初め6月までに大学事務局に提出して下さい。

◆ 課外活動

現在、様々な課外活動(クラブ・サークル等)が行われております。関心のある学生は、課外活動へ参加して下さい。また、以下の条件により、新設のサークル活動を認めることもあります。

- 1 5名以上の学生がひとつの目的に沿って賛同することを原則とします。
- 2 部長(会長)1名、副部長(副会長)1名、会計1名、顧問1名(顧問とは本学教職員)を選出して下さい。下記の文書を大学事務室に提出して下さい。
 - (1) 設立趣意書
 - (2) 発起人・役員・部員名簿
 - (3) 会則
 - (4) 顧問承諾書
 - (5) 年間計画書
- 3 本学の組織機構で検討し、学長の認可を経て承認します。
- 4 すでに承認されているサークル活動においては、「役員・部員名簿」「年間行事報告」「来年度年間予定表」を年度末に大学事務局に提出して下さい。「新規役員・部員名簿」「年間計画書」は年度初め6月までに大学事務室に提出して下さい。
- 6 本学の認可のないサークル活動は、学内の施設設備などの使用が出来ないばかりではなく、万一事故のあった場合、学生教育保険の対象となりません。

学修支援

◆ 学修支援

大学生は、高校生以下の人達からは大人と見られ、社会人からはまだ学生と見られることが多くあります。そのような不確かな時期であり、それぞれ自分の力だけでは解決出来ない悩みもたくさんあることでしょう。例えば、「勉強、履修、単位のことが気にかかる」「親しく話せる友人がいない」「自分の性格が気にかかる」「気力がない、何となく不安」「進路が決まらない」「恋愛問題」「相談する人がいない」等々。そうした人達のために学生支援室では、『学生相談』を行なっています。小さな事でも恥ずかしがらず、来てみませんか。

相談の中で話されたことは外には一切漏らしませんので、気軽に相談に来て下さい。ただし内容によっては他者との接触が必要となることもあります。その際は相談者本人の了解を必ず得ます。相談の方法として、以下の3つがあります。

- 1 受付又は学修支援職員に尋ねる。(電話でも可能)
- 2 スクールカウンセラーの先生(月2回、日時は大学事務室にて確認)に相談したい場合は、大学事務室で必ず予約をしてください。

◆ 学生相談(カウンセリング)

みなさんが学生生活を送る上で、様々な問題にぶつかっては悩む…。

自分ひとりではなかなか解決の糸口が見つからない…。

「身近に頼れる人がいれば、すぐに相談できるんだけどなあ……。」

悩みによっては相談しにくい事もあるでしょう。

そのために学生相談はあるのです。

「こんな相談では恥ずかしいなあ……。」

勉強、履修、単位が心配だ… 自分の性格が気にかかるなあ… 気力がない…
何でも話せる友達がいない… 進路が決まらない… なんとなく不安…
恋・愛・問・題… 大・問・題…

そんなことはありませんよ。

どんな相談でも親身になって耳を傾けます。さまざまな相談を受けています！

「学生相談」を受けたい学生さんは、大学事務室まで申し出て下さい。

どんな相談でも受け付けています。秘密は必ず厳守します。気軽に学生相談を受けてみましょう。

カウンセリングは完全予約制になりますので、申し込みをしたい学生さんは、事前に学修支援室まで申し込みに来て下さい。

予約後、当日訪問する時には、必ず大学事務室に声をかけて下さい。

身延山学園 ハラスメント防止宣言

身延山学園は、すべての学生、生徒、教職員などが、個人として尊重され、教育、研究、学習、就業その他の諸活動を相互の信頼のもとに行うことができるような環境をつくり、これを維持していくことが重要であると考えています。

ハラスメントとは、教育、研究、学習、就業、その他の諸活動において、相手方の意に反する言動により、差別、脅威、屈辱感、不快感を抱かせる、あるいは相手方の対応により利益若しくは不利益を与えるなど、教育、研究、学習及び就業環境を悪化させることを言います。

学園で定めるハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びアルコール・ハラスメントを含みます。

学園内におけるハラスメントが個人の人格的尊厳を傷つけ、人権を侵害するだけでなく、学園の構成員の教育、研究の権利あるいは労働する権利を侵すことを認識し、断固たる態度でこれを排除し、防止することを宣言します。

また、「ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、この問題に関しての対応と解決のための制度的な整備を行うとともに、ハラスメントに関する構成員の理解と認識を得るための諸活動を継続的に行うことによって、ハラスメントのない環境づくりに取り組みます。

◆ハラスメント防止ガイドライン

本学園（大学、高校）は、ハラスメント（あらゆる形の嫌がらせや人権侵害）を防止し、学生、生徒、教職員の一人一人が尊重され、誰もが安心して就学、就業出来る環境にするために「ハラスメント防止ガイドライン」を以下の通りに示します。

◆ハラスメントとは？

ハラスメントにはセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）、アカデミック・ハラスメント（アカハラ）、アルコール・ハラスメント（アルハラ）などがあります。しかし、それぞれ重複していることもあり、その境界線ははっきりしていません。

- 1 **セクシュアル・ハラスメント**とは、性的な嫌がらせを言います。相手の意に反して性的な言動、映像や文書などで、精神的、身体的苦痛を与えることです。
- 2 **パワー・ハラスメント**とは、教員、上級生、先輩など優位な立場にあるものが、それを利用して不利益な扱いをすることを言います。アカデミック・ハラスメントを含みますが、学校関係にかかわらず、一般的な職場や様々なグループ活動も含みます。
- 3 **アカデミック・ハラスメント**とは、研究教育の場における権力を利用した嫌がらせです。パワー・ハラスメントと同義として扱われることもあります。
- 4 **アルコール・ハラスメント**とは、お酒を無理矢理飲ませたり、強引にすすめたり、一気飲みを強制することで、それにより急性アルコール中毒で病院に運ばれたり、場合によっては死に至ることもあります。パワー・ハラスメントと重複する部分もあります。

◆どういったことがハラスメントになるの？

- 1 **セクシュアル・ハラスメント**には次のような例があります。
 - (1) 学校内外で起きやすいもの
 - ① 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象としたりすること。
 - ② 雑誌などの卑猥な写真、記事などをわざと見せたり、読んだりすること。
 - ③ 身体を執拗に眺め回すこと。
 - ④ 食事やデートにしつこく誘うこと。
 - ⑤ 性的な内容の電話をかけたり、手紙、電子メールを送りつけたりすること。
 - ⑥ 身体に不必要に接触すること。

(2) 主に学校の外において起こるもの

- ① 性的な関係を強要すること。
- ② 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用などを強要すること。
- ③ 女性であるというだけの理由で仕事や研究上の実績などを不当に低く評価すること。
- ④ 自宅などまで付け回すこと。(ストーカー行為)
- ⑤ 酒席で上司、指導教員などのそばに座席を指定したり、お酒やチークダンスなどを強要したりすること。

セクシャル・ハラスメントは、性にもとづく差別であり重大な人権侵害です。

身延山学園は、セクシャル・ハラスメントとみなされる行為が黙認されたり見過ごされたりしないように、セクシャル・ハラスメント行為には、厳正な態度で臨みます。身延山学園では、勉学上、課外活動上、研究上、就業上の関係を利用してなされる次のような行為は、すべてセクシャル・ハラスメントとみなされます。

- (1) 性的要求への服従または拒否を理由として、就学、就労上の利益または不利益を与えること。
- (2) 性的要求、誘いかけに応じたか否かによって、相手方に利益または不利益を与えること。
- (3) 性的な言動、図画、文書の掲示、提示により、相手方に不快の念を抱かせること。

また、身体に接触すれば、すべてセクシャル・ハラスメントになるわけではありません。相互の信頼関係が成立している関係の中で、不快感や恐怖感を伴わない身体接触はあり得ることであります。

しかし、信頼関係もなく、不快感を抱くような行為に対しては、はっきりと「NO」という意思を伝えるべきです。「NO」という意思を示したにもかかわらず、セクシャル・ハラスメントが続いた時、あるいは「NO」という意思を伝えることができない条件下で起ったセクシャル・ハラスメントは是非相談してください。

「自分に隙があったのでは」とか、「うまく受け流せない自分が悪いのでは」などと自分を責める必要はありません。どのような問題でも一人で抱え込まずに、勇気を出して学園相談員に連絡してください。また、セクシャル・ハラスメントの被害を受けている友人や同僚がいたら、相談に行くように勧め、証人になってあげてください。

2 パワー・ハラスメントには次のような例があります。

- (1) 職場やゼミナール旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること。
- (2) 出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼んだりすること。
- (3) 教員、上級生、先輩など優位な立場にあるものが、それを利用して旅行、宴席、コンパなどの同行を強要すること。

3 アカデミック・ハラスメントには次のような例があります。

- (1) 教員、上級生、先輩など優位な立場にあるものが、高圧的な話し方をしたり、それに抵抗したりすると不利益な扱いをすること。
- (2) 教員の立場で学生が逆らったり、反発したりするとテスト、成績に反映することをほのめかしたり、実際に行うこと。

4 アルコール・ハラスメントには次のような例があります。

- (1) 酒席で断っているにもかかわらず、お酒を強要すること。
- (2) 酔いつぶれることが予想されるのにお酒をすすめること。

◆ハラスメント防止のためにはどんなことに気をつければよいの？

ハラスメント防止のためには、守るべき心構えを知ることが大切です。

- (1) 「性の違い」は優劣の違いという意識をやめましょう。
- (2) お互いの人格を尊重しましょう。
- (3) アカデミックな環境の中では、性、権力による区別はありません。
- (4) 役職についている者は、学生や年齢の若い者が訴えをしないのは「苦情を言いにくいから」という可能性を忘れないようにしましょう。

◆被害者になったらどうすればよいの？

ハラスメントだと感じた時にはできるだけはっきりと意思表示をしましょう。「いやだ」という勇気を持ちましょう。

また、自分を責めたり、我慢したりするのはやめましょう。「自分の方が悪いのでは」とか、「いやと言えなかったのだから仕方がない」などと思うことはありません。

「だれに、いつ、どのように、どの場所で、だれと一緒にだったか」などメモや記録をしておきましょう。我慢したり、悩んだりせず、学園相談員に気軽に相談しましょう。

◆加害者になってしまったら！

もし加害者になってしまったら一人で悩まず、ハラスメント相談員に報告しましょう。自分がハラスメントをしたつもりがないのに、訴えられた時もしっかり説明しましょう。

ハラスメントを指摘されたら、ハラスメント調査委員会から事情聴取を受けます。また、ハラスメント処分委員会で審議を受け、規則に基づく適切な措置がとられます。

◆ハラスメントの予防のためにもハラスメントだと感じたら、まず学園相談員に相談しましょう！

下記の「学園相談員へのコンタクトの方法！」に書かれている手順で、学園相談員に相談してください。

- (1) 学園相談員からハラスメント防止対策委員会へ報告します。
- (2) 当事者に事情聴取をし、支援、救済をします。
- (3) 適切な措置がとられます。安心して相談しましょう。

◆学園相談員へのコンタクトの方法！

STEP 1

まず相談員に電話をします。どの相談員でも構いません。電話をする気になれない時は、手紙、電子メールでも結構です。また、第三者からの相談も受け付けます。

氏名はもちろん、相談の内容はすべて厳重な秘密扱いとなります。相談員は任期中も任期後も、相談員として知り得た情報を他に漏らすことは決してありません。安心して相談してください。

また、相談をした本人だけではなく、証言をした学生、生徒、教職員もいかなる形態であれ不利益を受けることは決してありません。



STEP 2

相談員は、相談の内容をハラスメント防止対策委員会に報告します。そして必要であると判断された場合は、被害者および相談員の同意のもとに、ハラスメント調査委員会が組織され、当事者からの事情聴取が行われ、問題の解決とその再発の防止のために必要な措置をとります。



STEP 3

被害者に対しては、可能な限り最善の救済が与えられます。救済には心理的ケアなどの支援が含まれます。



STEP 4

加害者とされた場合は、事実が確認された後、ハラスメント処分委員会に報告され、学則および就業規則による懲戒の対象とされることがあります。

◆令和8（2026）年度学園相談員は次の通りです。

ハラスメント相談員
青木志津（高校教諭） saoki@min.ac.jp
池田健太郎（大学職員） ikeda@min.ac.jp
桑名法晃（大学教員） hkuwana@min.ac.jp
樋口宏尚（高校教諭） higuchi@min.ac.jp
山本 恵（大学職員） yamamoto@min.ac.jp
叶 寧（大学教員） ye@min.ac.jp

学生担当相談員
塩田宝澍（大学教員） shiota@min.ac.jp
服部智行（大学職員） hattori@min.ac.jp
スクールカウンセラー
一瀬英史（大学教員） hichinose@min.ac.jp

当事者のプライバシーは必ず守ります。

電話：0556-62-0107（大学）／0556-62-3500（高校）

手紙：〒409-2597 山梨県南巨摩郡身延町身延 3567

学校法人身延山学園 ハラスメント防止対策委員会

電子メール：harasu-soudan@min.ac.jp

就 職

◆就職情報コーナー(学修支援室に設置)

1 就職情報コーナーの紹介

就職支援として学生の就職意欲、適正、能力などを高めるため、「就職ガイダンス」・「就職セミナー」等を開催しています。また、就職・進路資料室でより多くの情報を得てもらうように、求人票のファイリング・各種資料の作成を行っています。どんなことでも、気軽に相談して下さい。

2 利用について

学生の就職指導・相談は学修支援室が担当します。就職の情報収集には、就職・進学資料室内にある求人票・会社案内・企業研究・参考図書・問題集などを利用できます。また、自己分析・履歴書・企業研究・資料請求・Uターン・公務員教員試験・その他、就職相談に担当職員が応じます。

3 資料の紹介

資料の保管場所は就職・進学資料室内に設置し、各行政機関・各企業・宗門関係及び、その他団体の求人情報を集め提供しています。気軽に利用して下さい。

- (1) 求人票ファイル(求人票および会社案内がファイリングされています。)
- (2) 都道府県別情報誌(雇用促進協会や新聞社などが発行している情報誌を集めてあります。)
- (3) 各出版社が発行している企業研究、就職問題集、就職ガイドなどの参考図書があります
- (4) 公務員・教職関係(都道府県別試験要項・公務員教員案内・公務員試験問題集・通信教育等の情報を集めてあります。)
- (5) 各就職情報サイトへの学生登録情報の提供

◆就職支援

1 進路の調査

毎年、年度当初に、卒業後の進路についてアンケート調査を行ないます。指定の方法により回答し、必ず提出して下さい。

2 コース別指導・相談

次の進路ごとに指導並びに相談に応じます。

(1) 一般企業・福祉関係

3・4年次の就職活動の支援をします。個別相談を行っていますので、就職担当者に申し出て下さい。

(2) 公務員

公務員の種類はさまざまです。国家機関で働く国家公務員と地方公共団体(都道府県・市町村)で働く地方公務員に区別され、職種も一般職と特別職とに分けられます。公務員志望の学生は、一般企業志望の学生対象のセミナーに参加すると共に、早くから取り組むことが合格への近道です。

(3) 教員

教員採用試験は各都道府県によって選考方法が異なります。また、私立学校の場合、公立学校の採用試験の場合とは異なります。一般企業志望の学生対象のセミナーに参加すると共に、早くから取り組むことが合格への近道です。

(4) 宗門関係

僧侶になることを志す学生は、師弟関係を結んでいる師僧や就職担当者とよく相談して下さい。

(5) 進学、その他

学問研究、技能研修のため大学院・専門学校等に進学を志望する学生も、勉強の機会として一般企業志望の学生対象のセミナーに参加することを薦めます。資料や情報が必要な場合には就職担当者に相談して下さい。

3 個別指導及び学生相談について

各コースにおいて就職相談に来た学生には個別に相談に応じ、進路調査や履歴書・自己紹介書の添削などの個人指導もします。卒業後の進路が決まっていない学生は、卒業後のことを早くから念頭に置き、早めに就職担当者に相談して下さい。現在の就職状況はかなり厳しく、3年次より具体的活動が出来るよう準備して下さい。そのためには、学修支援担当へ定期的に相談に来ることが望ましいです。

4 ガイダンスについて

学年別就職ガイダンスを年度当初に開催し、進路調査および就職活動の概要をお知らせします。

◆就職関係の書類

1 一般企業・福祉関係

一般企業の採用試験の受験には、履歴書・自己紹介書(当大学指定用紙)、成績証明書、卒業見込証明書、健康診断証明書、資格取得見込証明書等が必要です。更に、推薦書が必要とされる場合もあります。書類の書き方等が分からない学生は早めに相談に来て下さい。また、採用試験に合格して就職が内定した時には内定届を必ず提出して下さい。(成績証明書、卒業見込証明書、健康診断書、推薦書、履歴書・自己紹介書、内定届の受付は大学事務局にて行っています。

2 公務員・教員

公務員・教員の採用試験の受験には、受験申込用紙に記入し受付期間内に所定機関へ提出しなければ受験できません。受付期間、書類の書き方、その他について分からない学生は早めに相談に来て下さい。試験に合格、また、就職が内定した時には内定届を必ず提出して下さい。

3 宗門関係

宗門コースの学生が提出を必要とする書類について、書式、提出時期等が決められています。書き方等が分からない学生は、相談して下さい。

◆就職担当者の業務

1 新入生ガイダンス

進路調査および就職年間計画等のお知らせをします。

2 2・3・4年生ガイダンス

進路調査・就職年間計画及び就職活動の基本的流れについて説明を行います。

3 就職セミナー

外部講師による講話・就職模擬演習等の実施や就職活動等の説明を行います。

4 各種検定の紹介

日本漢字能力検定などを実施します。

5 就職情報コーナーの利用

就職・進路資料室に就職関係資料が備えられています。求人票・会社案内・就職情報誌・就職問題集・就職ガイド・公務員教員試験要項・公務員試験問題集等、また、企業ガイダンス、会社説明会等のお知らせ。

6 個人指導・相談

自己紹介文の書き方、履歴書・自己紹介書の添削、各提出書類の書き方等、面接試験などの指導を行います。自己分析・適性、就職の準備、就職活動、進路等について個人面談をすることもあります。

7 必要書類の受付と発行

- (1) 履歴書・自己紹介書(大学事務室に必要な枚数を申し出て下さい。)
- (2) 推薦書(公的推薦書は学長名で発行・学務委員長名で発行の推薦書。大学事務室にある所定の用紙に記入して申し込んで下さい。)
- (3) 内定届(就職が内定した時に所定の用紙に記入し、大学事務室に必ず提出して下さい。)
- (4) 就職試験報告書(採用試験を受験した場合に所定の用紙に記入し、大学事務室に必ず提出して下さい。)

諸手続き

◆受付時間

諸手続きは、全て大学事務局で行って下さい。

受付時間	
受付曜日	平日の月曜日から金曜日
受付時間（午前）	9：00～12：30
受付時間（午後）	13：30～16：30

◆証明書の申し込み方法・届出・願の提出方法

証明書・届出・願の種類によって、申込方法、提出方法が異なります。以下に主な証明書・届出・願の種類と手続きについて表示します。手続きに一定期間要するものが多く、締切日が定められているものもありますから、間違いのないように注意して下さい。

なお、証明書等の申し込みや、届出等の提出は全て大学事務局備え付けの用紙に、ペン（ボールペン）で記入し、本人が手続きする事になっています。その際には必ず忘れずに学生証を提示して下さい。

◆各種証明書

証明書は公文書です。申込は本人が行って下さい。各証明書とも発行までに3～4日を要しますので早めに申し込んで下さい。なお、春、夏、冬季休暇中は、交付日数が予定よりかかりますので余裕をもって申し込んで下さい。

証明書の種類	料金	日数	証明書の種類	料金	日数
在学証明書	300円	3日	学生証（再発行）	500円	3日
卒業（見込）証明書	300円	3日	健康診断証明書	300円	3日
成績証明書	300円	3日	学割	無料	3日
単位取得（見込）証明書	300円	3日	通学証明証	無料	3日
信行道場入行証明書	300円	3日	推薦書（学長名）	300円	3日
僧階取得（見込）証明書	300円	3日	推薦書（学務員長名）	300円	3日
卒業証書	300円	卒業式当日	学生証	無料	

◆各種届出・願

各種届・願も特に指定のない限り、本人が手続きを行って下さい。

届出・願の種類	備考（必要な手続き等）
休学届 退学届 復学願	疾病又はやむを得ない事由により欠席日数が引き続き3か月以上に及び休学を希望する場合、又は学業継続不可能となり退学を希望する場合には、保証人連署の上、事由を明記して（診断書添付等）休退学願を提出して下さい。 願い出の場合、保証人に連絡をとった後、学修支援室担当者の面談を受けて下さい。休学期間は1年間までです。休学及び退学を願い出た者で授業料その他の学納金が未納の場合、完納しなければなりません。休学の事由が消滅した場合は直ちに復学願を提出して下さい。事由が疾病であった場合は医師の診断書を必要とします。
住所変更届 保証人変更届 保証人住所変更届 改名届・襲名届 学生証再発行願	当該事項を証明する書類等を添えて提出して下さい。
上記以外のもの	サークル設立届、合宿届、遠征届等、サークル活動に関するもの。
履修届 聴講届 レポート提出書	オリエンテーション時に配布される用紙に、必要事項を記入し当該年度の履修科目を登録します。履修登録をしていない科目を聴講することは認められませんので十分注意して下さい。 レポート提出の際、添付して下さい。
追試験願 再試験願 欠席届	詳しくは学生便覧を参照して下さい。
内定届	必要事項を記入して下さい。

【入学後の在留管理に関するご案内】

外国人留学生在が日本に滞在する期間中を通じて、有効な在留資格を保持するために、必要に応じて地方出入国在留管理官署で「在留資格変更許可」、「在留期間更新許可」などの申請を行い、許可を得なければなりません。「在留資格変更許可」、「在留期間更新許可」について、本学は代理申請を行っていませんので、各自の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にて自身で申請を行ってください。

また、休学などで日本の在留資格を失効して復学をする場合、本人または日本在住の代理人が、地方出入国在留管理官署に「在留資格認定証明書」の交付申請を行い、取得後、本人が母国の日本国大使館または領事館において在留資格「留学」の査証の発給申請を行う必要があります。

1 在留管理について

全外国人留学生在の在留資格および在留期限を出入国在留管理庁へ定期的に報告します。

出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づき、年に2回(5月/11月)外国人留学生在の在籍確認と合わせて、在留資格および在留期限を出入国在留管理庁へ報告します。そのため、在留カードの番号(Residence card No.)及び有効期限をお知らせください。内容確認のため、入学後直ちに在留カードのコピーを学修支援室に提出してください。

なお、除籍者、退学者、所在不明者が出た場合には、文部科学省および出入国在留管理庁へ報告します。

2 在留カード

日本への上陸許可により中長期在留者となった外国人留學生には「在留カード」が発行されます。在留カードは日本に上陸する空港で発行されます。

【注意事項】

- (1) 在留カードは常に携帯してください。(写真データのみ等ではなく、カードそのものがが必要です。)在留カードを携帯していなかった場合は20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。
- (2) 入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。
- (3) 在留カードの有効期間は在留期間と同じです。
- (4) 在留カードに書かれている、氏名、生年月日、性別、国籍・地域などに変更が生じた場合は出入国在留管理局に届け出る必要があります。
- (5) 引っ越し等により居住地が変更になる場合は、居住地の区・市役所に届け出て記載事項の変更の手続きをしてください。
- (6) 中長期在留者でなくなったとき、在留カードの有効期間が満了したときなど、在留カードが失効したときは、失効した日から14日以内に返納しなければなりません。
- (7) 休学・退学・卒業後に帰国する際、必ず空港の出国審査時に在留カードを返却する必要があります。返却せずに帰国し、その後、同じ在留カードを使って日本に出入国することは絶対にしてはいけません。

3 授業への出席確認について

在留資格「留学」は、本学での就学を目的に与えられた資格であり、大学は各留學生について、長期欠席や学業成績の状況等を的確に把握する義務があります。

4 資格外活動許可申請

日本に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法で定められた在留資格の範囲を超えて収入を伴う事業活動や報酬を受ける活動を行うことは禁じられています。在留資格「留学」の方がアルバイトを行う場合は、必ず事前に地方出入国在留管理官署で「資格外活動許可申請」を行い、許可を得てから行ってください。また、アルバイトができる場所や時間は法律により制限があります。

なお、アルバイトをする場合にはアルバイトが学業の妨げにならないように注意してください。アルバイトに精を出すあまり、学業がおろそかになると、成績評価が下がり、結果的に納付金減免制度や奨学金を受けられず、さらにアルバイト時間を増やし、ますます勉学する時間が無くなって

しまうという悪循環に陥りかねません。学業成績が下がると、在留手続きに影響がありますので、アルバイトはあくまで補助的収入を得るための手段にとどめてください。

また、以下の注意事項を確認してください。

(1) 出入国在留管理庁から事前に許可を得ること。

アルバイトを始める前に、地方出入国在留管理官署へ申請のうえ「資格外活動許可」を得る必要があります。許可を受けずにアルバイトをすると罰則を科せられ、強制退去処分の対象となりますので、アルバイトをする場合は、必ず事前に許可を得てください。

なお、在留期間更新許可申請中や在留資格変更許可申請中は、前の資格外活動の許可が有効と扱われ、審査結果が出るまでの期間中、アルバイトを継続しても差し支えありません。

(2) 留学生がアルバイトをする場所を守ること。

風俗営業または風俗関連営業が行われる場所（スナック、バー、ナイトクラブ、客の接待を伴う飲食店やパチンコ店、麻雀店等）でのアルバイトは法律で禁じられています。清掃やティッシュ配り、皿洗いなどを含め、そのような場所でのアルバイトは資格外活動許可違反に該当し、罰金、懲役、本国送還等の処分を科せられますので、絶対にしないでください。

飲食店でのアルバイトだと思っても、風俗営業または風俗関連営業に該当する場合があります。不安な場合は、雇用契約を結ぶ前に学修支援室に相談してください。

(3) 留学生がアルバイトをする時間を守ること。

留学生がアルバイトできる時間は、週28時間まで、大学が学則で定める長期休業期間（夏期休業、冬期休業、春期休業）の場合は1日8時間、週40時間までです。

複数のアルバイトをする場合は、労働の合計時間が週28時間以内でなければなりません。これ以上の長時間のアルバイトをすることは、資格外活動許可違反に該当し、罰金、懲役、本国送還等の処分を科せられますので、必ず時間の制限を守ってください。過去のオーバーワークが理由で、在留期間更新や在留資格変更が不許可になることが増えています。留学生のみなさんを雇う企業側も、留学生の雇用状況を国に報告する義務があるため、国はみなさんの労働状況を総合的に把握することができます。アルバイトは週28時間以内に収まるように調整するようにしてください。

【長期休業期間の証明】

アルバイト先から長期休業期間の証明書の提出を求められることがありますが、大学はそのような証明書を発行していません。本学ホームページ掲載の「学生便覧」より学年暦を印刷して提出してください。

(4) 雇用主と雇用契約を結ぶこと。

トラブルを少なくするため、アルバイトの面接時などに確認した雇用条件（勤務日、勤務時間、賃金等）を書面で契約を交わしておきましょう。留学生でも日本人と同様に、労働基本法、最低賃金法などの関係法令が適用されます。

(5) 大学との契約

大学との契約に基づいて、TA（ティーチングアシスタント）およびSA（スチューデントアシスタント）、在留資格「留学」で認められた活動の範囲内とみなされるため、資格外活動許可を得る必要はありません。

(6) 休学中の留学生

休学中の留学生はアルバイトをすることはできません。

(7) みなし再入国許可

みなし再入国許可とは、日本に有効な在留カードおよび旅券をもって在留する外国人が、出国の日から1年以内に再入国する場合には原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。みなし再入国許可の有効期間は出国の日から1年間ですが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には在留期限までとなります。

みなし再入国許可により出国しようとする場合は、有効な旅券および在留カードを所持し、出国時に入国審査官に対してみなし再入国許可による出国を希望する旨の意図を表明してください。

(8) 在留資格取消制度

在留資格に該当する活動を行うことなく、日本に一定期間以上滞在すると在留資格が取り消さ

れます。

在留資格「留学」の外国人留学生在が本学にて学修を行っていない、もしくは卒業・退学・除籍・休学になったにも関わらず、日本での滞在を続けると「在留資格取消」の対象となります。

なお、在留資格が取り消される理由が悪質な場合には、即日退去強制または日本に5年間入国ができなくなり、日本での学修再開が認められなくなりますので、これを良く理解したうえで十分注意をしてください。